

2019年8月16日

受益者の皆様へ

BNPパリバ・アセットマネジメント株式会社

追加型証券投資信託「AAAソブリン・ファンド」
信託の終了(繰上償還)の手続きの開始についてのお知らせ

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。また、平素は格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、このたび追加型証券投資信託「AAAソブリン・ファンド」(以下「当ファンド」といいます。)につきましては、信託約款の規定に基づき、下記の通り信託の終了(繰上償還)の手続きを開始する予定ですのでお知らせいたします。

何卒ご理解賜りますようお願いいたします。

敬具

記

1. 繰上償還の理由

当ファンドは1998年12月1日に設定され、現在まで運用を行って参りましたが、当ファンドの受益権口数は2019年5月31日現在 8億9,013万4,129口(純資産総額 4億5,350万6,999円)で、信託約款第42条第7項に規定する10億口を下回る状況でございます。弊社としては、当ファンドの運用の継続は困難な状況と考えております。

このような状況を十分検討した結果、当ファンドを繰上償還し、受益者の皆様からお預かりした運用資産をお返しすることが、受益者の皆様の利益にとって最善であると判断したものです。

2. 繰上償還に関するスケジュールについて

①公告(弊社ホームページ)	2019年8月16日
②異議申立期間	2019年8月16日から2019年9月17日まで
③繰上償還の決定	2019年9月18日
※弊社ホームページに繰上償還に関する結果を掲載いたします。	
④異議申立受益者の買取請求期間	2019年9月19日から2019年10月8日まで
⑤繰上償還日(予定)	2019年11月5日

3. 繰上償還に係る異議申立等について

①このお知らせは、公告日(2019年8月16日)現在「AAAソブリン・ファンド」を保有している方(受益者)にお送りしています。

②公告日現在の受益者は、上記の異議申立期間にBNPパリバ・アセットマネジメント株式会社に対し、書面によりこの繰上償還に異議を申立てることができます。

③異議の無い受益者の方は、手続きの必要はありません。

④異議を申立てた受益者の有する受益権の口数の合計が、公告日の受益権の総口数の2分の1を超えない場合は、当ファンドは2019年11月5日に繰上償還となります。

⑤繰上償還が確定した場合、当ファンドは償還準備のため組入有価証券を売却すること等により、償還日まで運用の基本方針に沿った運用が出来なくなることがある点にご留意ください。

⑥異議を申立てた受益者の有する受益権の口数の合計が、公告日の受益権の総口数の2分の1を超えた場合は、繰上償還を行いません。この場合、繰上償還を行わない旨を異議申立期間終了後、速やかに弊社ホームページにて公告いたします。

4. 異議申立の手続きについて

予定しております繰上償還に対し、異議のある受益者の方は、書面にて下記(2)の内容をご記入の上、下記(1)の宛先にご送付ください。

(1) 異議申立書の送付先

〒100-6742 東京都千代田区丸の内1-9-1 グラントウキョウノースタワー
BNPパリバ・アセットマネジメント株式会社
「AAAソブリン・ファンド」繰上償還に関する異議申立窓口

(2) ご記入いただく内容

- ① 住所
- ② 氏名(ご署名、ご捺印)
- ③ ファンド名、保有口数
- ④ 取扱販売会社名、取引支店名、口座番号
- ⑤ 繰上償還に反対する旨

異議申立に当たっての注意事項

- ・ 2019年9月17日弊社必着にてご郵送ください。(2019年9月18日以降に到着した場合は、異議を無効といたします。)
- ・ 当ファンドに関し、複数の販売会社で口座をお持ちの方または同一販売会社であっても複数の支店等で口座をお持ちの方は、保有するすべての販売会社名、支店名、口座番号をご記入ください。
- ・ 上記の書面に記載された個人情報、投資運用業に伴う事務およびサービスを行うために利用し、他の目的には使用いたしません。
- ・ 異議を申立てた受益者につきましては、受益者および受益者の保有口数等を確認する都合上、お取扱販売会社、BNPパリバ・アセットマネジメント株式会社および受託会社の三者間で受益者に関する情報を共有することに同意いただけたものといたします。
- ・ 異議申立書の記載に不備がある場合は、異議を無効とさせていただきます場合があります。
- ・ 異議申立期間中についても、異議を申立てたか否かにかかわらず、取扱販売会社において通常通り当該ファンドの解約のお申込みを受け付けております。

5. 異議を申立てた受益者の買取請求手続きについて

異議を申立てた受益者は、当ファンドの繰上償還が決定した場合、以下の手続きにより自己の所有する受益権について、信託財産をもって買取を請求することができます。

(1) 買取請求受付期間 2019年9月19日～2019年10月8日

(2019年10月9日以降に到着した場合は、買取請求を無効とさせていただきます。)

(2) 買取請求手続き

- ① 異議を申立てた受益者に対し、委託会社から「買取請求のご案内」を発送
- ② 買取請求必要書類へのご記入
- ③ 買取請求必要書類を販売会社へ提出
- ④ 委託会社から受託会社へ、買取請求必要書類の送付
- ⑤ 受託会社での買取請求必要書類の受理および当該信託財産による買取の実行
- ⑥ 受託会社からご指定銀行口座への買取代金のお振込(買取代金から振込手数料および買取計算書の郵送料を差し引かせていただきます。)

上記の買取請求は、異議を申立てた受益者が、法令に基づいて受託会社の信託財産に対して行うものであり、販売会社に対する買取請求ではありません。

■ 本件に関してご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

BNPパリバ・アセットマネジメント株式会社

フリーダイヤル:0120-996-222 (受付時間:土日祝日を除く午前10時から午後5時まで)

※お客様の個別のお取引内容(保有口数、償還金のお支払い等)については、お取引のある販売会社の本・支店等へお問い合わせください。

以上